

○経済産業省令第五六号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項及び別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令及び貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年 七月 一九日

経済産業大臣 枝野 幸男

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令及び貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令

（輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部改正）

第一条 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項第二号中「、^{ざんごう}塹壕熱リケツチア」を削り、「、^そ類鼻疽菌又は^{はん}ロツキー山紅斑熱リケツチア」を「又は類鼻疽菌」に改める。

第三条第一号中「五〇〇キログラム以上の」を削り、同条第一号の二中「無人航空機」の下に「又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品」を加え、同条第一号の三中「噴霧できるように」を「噴霧するように」に、「することができ」を「するように設計した」に改め、同条第二号イ(二)中「固体ロケット推進装置」の下に「、ハイブリッドロケット推進装置」を加え、同条第三号チ中「ハイブリッドロケット」を「前号イ(二)に該当するハイブリッドロケット」に改め、「(ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）」又はその部分品」を「の部分品」に改め、同条第八号ニ中「P」を「p」に改め、同条第十六号トを次のように改める。

ト ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるマルエーディング鋼であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 次のいずれかに該当するもの

1 固溶化熱処理段階で二〇度の温度において測定した最大引張強さが九〇〇、〇〇〇、〇〇〇

パスカル以上のもの

- 2 析出硬化熱処理段階で二〇度の温度において測定した最大引張強さが一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇パスカル以上のもの

(二) 次のいずれかに該当するもの

- 1 厚さが五ミリメートル以下の板又は管

- 2 厚さが五〇ミリメートル以下の管であつて、かつ、内径が二七〇ミリメートル以上のもの

第三条第二十号中「重力勾配計」を「重力勾配計」に改める。

第四条第三号中「銅を」を「銅で」に、「ラミネートしたもの」を「ラミネートされたもの」に改め、

同条第十三号イ及びへ中「二四〇度」を「二九〇度」に改める。

第五条第二号イ中「輪郭制御をすることができ軸数が二以上のものうち、次のいずれか」を「次の

(一) 及び (二)」に改め、同号イ(一) 及び (二) を次のように改める。

(一) 国際規格 I S O 二三〇／二(二〇〇六) で定める測定方法により測定した場合に、いずれか

一軸以上の直線軸の位置決め精度が〇・〇〇四五ミリメートル以下のもの

(二) 輪郭制御をすることができる軸数が二以上のもの

第五条第二号ロ(一)中「次のいずれかに該当するもの」を「国際規格ISO二三〇/二(二〇〇六)で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が 0.0045 ミリメートル以下のもの」に改め、同号ロ(一)中1及び2を削り、同号ロ(三)中「(一九九七)」を「(二〇〇六)」に改め、同号ハ(一)中「(一九九七)」を「(二〇〇六)」に、「ときの」を「場合に、いずれか一軸以上の」に改め、同号ハ(四)中「(一九九七)」を「(二〇〇六)」に改め、同号ホ(二)中「(一九九七)」を「(二〇〇六)」に改め、同条第十号イ中「フィードバック装置」を「直線上の位置のフィードバック装置」に改め、「直線上の位置を検出する位置検出器を有し」及び「位置検出器の」を削り、「スケールの有効長さ」を「当該装置の有効測定長さ」に改め、同号ロ中「角度を検出する位置検出器を有する」を「角度の」に改め、同条第十一号中「又はしごきスピニング加工機」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「二以上」を「三以上」に改める。

第六条第一号ロ中「若しくはル」を「、ル若しくはヲ」に改め、同号ヌ中「、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの」を削り、同号ルの次に次のように加える。

ヲ ダイレクト・デジタル・シンセサイザ（DDS）集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

（一） デジタルアナログ変換クロック周波数が三・五ギガヘルツ以上であつて、デジタルアナログ変換分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のもの

（二） デジタルアナログ変換クロック周波数が一・二五ギガヘルツ以上であつて、デジタルアナログ変換分解能が一ニビット以上のもの

第六条第二号リ中「第十二号イ若しくはロ、第十三号イ若しくはロ」を「第十二号イ、ロ若しくはハ、第十三号イ、ロ若しくはホ」に改め、同号ワ（五）中「を超える」を「超五六ギガヘルツ以下の」に改め、「合成出力周波数範囲で、」の下に「五五〇メガヘルツを超えるいずれかの」を加え、同号ワ（五）の次に次のように加える。

（六） 五六ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

（七） 七〇ギガヘルツを超える合成出力周波数範囲で、周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

第六条第五号口中「二五〇ワット」を「三〇〇ワット」に改め、同条第十三号イ中「一〇〇ナノ秒未満のパルス幅の」を「次の(一)及び(二)に該当する」に改め、同号イに次のように加える。

(一) パルス幅が一〇〇ナノ秒未満のもの

(二) オン・オフ比が六五デシベル以上のもの

第六条第十三号ニ中「合成出力周波数が三・二ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下であつて、」を「搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が」に改め、同号ニ(一)及び(二)中「動作周波数とオフセット周波数の隔たりが」を「三・二ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下のいずれかの合成出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが」に改め、「搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が」を削り、同条第十四号イ中「最大動作周波数が」を削り、「であつて、かつ」を「のいずれかの動作周波数帯域において」に改め、同条第十五号イ中「四三・五ギガヘルツ」を「七〇ギガヘルツ」に改め、同条第十七号ニを次のように改める。

二 削除

第六条第十七号ホ(一)中「、ハ又はニ」を「又はハ」に改め、同号ト(一)及び(三)中「第八号の

二」を「第八号の三」に改め、同条第十九号口中「〇・〇一マイクロクローン」を「電子ビーム又はイオンビームで使用するために設計したレジストであつて、〇・〇一マイクロクローン」に改め、「電氣量を照射する電子ビーム又はイオンビームに対する」を削り、同号ハ中「二・五ミリジュール」を「エックス線で使用するために設計したレジストであつて、二・五ミリジュール」に改め、「エネルギーを照射するエックス線に対する」を削り、同号ニを次のように改める。

ニ 表面イメージング技術用に最適化したレジスト（シリル化したレジストを含む。）

第七条第三号イを次のように改める。

イ 削除

第七条第三号ハ及びホ中「一・五実効テラ演算」を「三・〇実効テラ演算」に改め、同号ル中「（五の四）」を「（五の五）」に改める。

第八条第一号中「又は電波」を「電波」に改め、「することができる装置」の下に「又は無線通信傍受装置」を加え、同条第二号イ（二） 2 中「設計したもの」の下に「又は商用民生通信の固定若しくは移動の衛星通信地球局に使用するよう設計したもの」を加え、同条第五号の三中「移動通信」を「移動体

通信」に改め、同条第五号の四の次に次の一号を加える。

五の五 無線通信傍受装置であつて、移動体通信プロトコルを用いる無線通信を傍受し、及び処理するた
めに特に設計した装置又はその部分品

第八条第六号中「若しくは第十四条第五号」を「、第十四条第五号若しくは第五号の二」に改め、同条
第七号中「第五号の四」を「第五号の五」に改め、同条第八号の二ハを削り、同条第九号中「ヨまで」を
「レまで」に改め、同号へ（一） 1中「カまで」の下に「又はレ」を加え、同号ト及びチを次のように改
める。

ト 削除

チ 削除

第八条第九号又中「及びワ」を削り、同号ワを次のように改める。

ワ 削除

第八条第九号ヨの次にタ及びレとして次のように加える。

タ 本号から第十二号までに掲げるものであつて、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの（

該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。）（次号から第十二号までにおいて「市販暗号装置」という。）

(一) 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売店の在庫から販売されるものの

(二) 当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないもの

(三) 当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

レ 電子計算機又はその部分品以外のものであって、次の（一）及び（二）に該当するもの（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。）（次号から第十二号までにおいて「副次的暗号装置」という。）

(一) 当該貨物の有する主たる機能が次のいずれにも該当しないもの

1 情報システムのセキュリティ管理

2 情報の送信、受信又は記録及び保存（娯楽施設又は装置の有する機能であるもの、商業放送、デジタル著作権管理又は医療用の記録管理のために行われるものを除く。）

3 有線若しくは無線回線網による電気通信回線の構築、管理又は運用

(二) 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているもの

第八条第九号の二中「ある貨物」の下に「又はあるプログラム」を、「改造したもの」の下に「（市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。）」を加え、同条第十号中「又は電磁波妨害防止標準」を、「電磁波妨害防止標準」に改め、「基づいて信号の漏えいを防止するように設計したもの」の下に「、市販暗号装置又は副次的暗号装置」を加え、同条第十一号中「有するもの」の下に「（市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。）」を加え、同条第十二号中「通信ケーブルシステム」の下に「（市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。）」を加える。

第十条第四号中「又は天体」を「、天体」に改め、「することができ装置」の下に「又はこれらの部

分品」を加え、「方位精度が五秒以下のもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができ装置であつて、方位精度が二〇秒以下のもの

ロ イに該当するジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができ装置のために設計した部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 光学ヘッド又はバッフル

(二) データ処理ユニット

第十一条第四号ニ中「引き込むための」の下に「耐圧殻の」を加え、「又は光ファイバー用コネクタ」を削る。

第十三条第九項第三号を削る。

第十四条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 簡易爆発装置を事前に爆発させ、又はその爆発を防止するように設計した無線送信装置

第十四条第六号ニ中「港湾用ケーブルシステム」を「港湾ケーブル用のハイドロホンアレー」に改め、同条第八号を次のように改める。

八 パルスレーダー断面積計測装置であつて、送信するパルス幅が一〇〇ナノ秒以下のもの又はその部分品

第十四条の二第一号の次に次の二号を加える。

一の二 焼結磁石であつて、残留磁束密度が八〇〇ミリテスラ以上のもの

一の三 前号に掲げるものの製造用の装置又はその部分品

第十四条の二第十七号中「磁場勾配計」を「磁場勾配計」に改める。

第十八条第一項第一号イ及びロ中「(一九九七)」を「(二〇〇六)」に改める。

第十九条第一項第一号中「又は第十七号イ(二)」を削り、同項第二号中「又は第十七号イ(二)」を削り、同号ロ中「ルまで」を「ヲまで」に改め、同項第三号中「又は第十七号イ(二)」を削る。

第二十条第二項第一号ロ、第二号、第三号ロ及び第五号中「一・五実効テラ演算」を「三・〇実効テラ演算」に改める。

第二十一条第一項第二号、第四号、第六号及び第八号中「第五号の四」を「第五号の五」に改め、同項第九号中「第八条第九号」の下に「又は第十号」を加え、同項第十六号及び第十七号中「ある貨物」の下に「又はあるプログラム」を加え、同条第二項第三号のニイ中「五〇ギガビット毎秒」を「一二〇ギガビット毎秒」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ 削除

第二十二条第一項第二号中「第十一号ロ」を「第十一号イ、ロ、ヲ若しくはワ」に改める。

第二十三条第二項第一号中「使用」の下に「（操作又は保守（点検）に係るものに限る。）」を加え、同条第三項第二号ト中「ラスタ型ヘッドアップディスプレイ又は」を削り、同項第四号イを次のように改める。

イ 削除

第二十三条第三項第五号ホ中「プログラム及び超短波全方位式無線標識、距離測定装置、計器着陸装置又はマイクロ波着陸装置のみを統合した飛行計器装置のための技術は」を「プログラムを」に改める。

第二十五条第二項第三号ニを次のように改める。

二 削除

第二十五条第二項第三号ホ中「使用」の下に「（操作に係るものに限る。）」を加え、同条第三項第二号イを次のように改める。

イ 燃烧器であつて、次のいずれかに該当するものを有するもの

(一) 熱遮断ライナーであつて、燃烧器出口温度が一、六一〇度を超えるもの

(二) 非金属ライナー

(三) 非金属シエル

(四) ルに該当する冷却孔を有するライナーであつて、燃烧器の出口温度が一、六一〇度を超えるもの

第二十五条第三項第二号ルを次のように改める。

ル 本号ニ又は第二十七条第六項第一号に該当するいずれかの技術（プログラムを除く。）を用いたガスタービンエンジンの部分品における冷却孔であつて、次のいずれかに該当ものの穴あけ加工に必要な技術

(一) 最小断面積が〇・四五平方ミリメートル未満であつて、アスペクト比が四・五二を超えるもののうち、穴あけ角度が二五度以下のもの

(二) 最小断面積が〇・一二平方ミリメートル未満であつて、アスペクト比が五・六五を超えるもののうち、穴あけ角度が二五度を超えるもの

第二十七条第一項第三号中「第十四条第五号」の下に「、第五号の二」を加え、同条第六項中「、ガスタービンエンジンの部分品であつて」及び「の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ 一方向性凝固又は単結晶の合金で鑄造されたガスタービンのブレード、ベーン又はチップシュラウドであつて、一、〇〇〇度の温度において単結晶に垂直な方向に二〇〇メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの応力破断時間が四〇〇時間以上のもの

ロ 有機複合材を用いた部分品であつて、三一五度を超える温度で使用することができるよう設計し

たもの

二 前号に該当する技術の設計に必要なプログラム

(貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正)

第二条 貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 令別表中欄に掲げる技術を外国において防衛大臣に提供することを目的とする取引であつて、居住者が行うもの

第九条第二項第十四号ロを次のように改める。

ロ 削除

第九条第二項第十四号ハを次のように改める。

ハ 輸出令別表第一の中欄に掲げる貨物(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)と同時に提供される当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであつて、いかなる形でもソースコードが提供されないものを提供する取引

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。